

第 10 回 菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会会議録（要旨）

1 日時 平成 22 年 7 月 16 日（金） 午後 2 時 30 分～午後 5 時 30 分

2 場所 菊陽町役場 2 階 庁議室

3 委員会概要

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）議事 条例素案について

（4）閉会

4 議事要旨

○（仮称）菊陽町町民参画・協働推進条例素案について（第 9 回委員会配布 資料 3）

第 13 条（パブリック・コメント手続）〈P13〉

・左表三番目の○の内容は、条例化した第 11 条で定めるので、右表の 13 条からは削除した。左表四番目の○の内容は、再度町民参画手続を行うという趣旨だが、条例化した第 18 条で同様の趣旨を定めるので右表の 13 条から削除した。

【主な意見等】

委員：意見提出期間が原則 20 日以上であれば、案件によって 30 日や 2 ヶ月などになるということだと思うが、その基準はあるのか。

事務局：事業を始める時期から逆算して、何日前までであれば意見を反映できるという基準は設定できる。

・行政手続法は、意見提出期間を 30 日以上としている。菊陽町の場合も、施行後は 30 日以上を考えている。急を要する場合は 20 日や 10 日になることもある。

委員：意見を求める期間が案件によって変わると町民は混乱しないか。

・この条文だと原則 20 日以上は確保しているので、町民が 20 日以内に意見を提出することを心がければ混乱はしないのではないか。

・案件ごとに意見募集する案件の内容や意見提出の方法などを記載した要項を作成する必要があるので、その中に期間を明記すれば問題は起こらないのではないか。

・長く意見募集期間を取ると、町の執行は遅れる訳だが、大事なことを決めるうえ

ではやむを得ないということか。例えば 20 日期間を設ける案件や 30 日期間を設ける案件などの例を内規でも大まかに決めておいた方が良いのではないか。

事務局：それも必要だと考える。それ以外にも、パブリック・コメント手続を行う案件や町民討議会を行う案件の基準なども決めておく必要がある。

委員：この条例素案も 30 日以上で良いのではないか。

事務局：原則 30 日以上で、緊急を要するときは実施できない場合もあり、期間を短めて実施する場合もあるということを定める。

第 14 条（説明会）〈P14〉

・右表第 1 項第 3 号に、意見を提出することができるものの範囲を事前に公表することを規定した。説明会に参加できるものの範囲ではなく、意見を提出することができるものとした。例えば、ある地区に関係する案件で説明会を実施した場合、説明会に参加することは誰でもできるが、意見を提出できる人は関係する地区の者だけ、といった定め方ができるような表現にした。

【主な意見等】

委員：説明会に参加できる人と、意見を言える人に線を引かない方がいいのではないか。違う地区の人の意見も良い意見がたくさんあるのではないか。

- ・説明会をやって、当事者でない人が無責任な意見をすることがあるのではないか。
- ・もし誰かが発言した場合、現実的に発言を止めることは難しい。発言を止めると、その場が険悪な雰囲気になるのではないか。本来説明することではなく「何で俺が発言できないんだ」となるのではないか。聞くだけであればどんな意見が出てきてもよいのではないか。
- ・説明会を複数箇所で開催する場合、賛成派、反対派の人達が全てに参加し、同じ意見を言う。そういう事が起きた場合どうするかという問題もある。
- ・実際制限するのは難しい。「なぜこの範囲の人しか意見を言えないんだ」となり、本題と関係のないところ時間を取られる。この規定は無くてもよいのではないか。非建設的な意見を言って、場を混乱させるような人は退場しなければならないこ

とを別のところで定めれば良い。

事務局：第 14 条第 1 項第 3 号は削除する。

委員：場を乱す人への対応は、第 6 条（町民の責務）第 1 項から解釈して、説明会の開催ごとの要項に設けるという対応になるのではないか。

- ・個別の説明会の注意書きや要項に、場を乱す人は退場しなければならないことを記載する。町立の施設であれば、施設管理者として、また説明会の主催者として退場させる権限は当然のことである。説明会の注意書きに書くことが現実的な対応である。

第 15 条（附属機関等の委員公募）（P15）

・町民参画を推進するため、審議会や委員会などを設置するときは、町民から委員を公募するとした。公募の条件については、個別の委員会や審議会の設置条例や要項などで変わることから、2 項で「別に定める」という規定にした。

【主な意見等】

委員：「専門性が必要な機関」、「特定の個人や団体に関して審議等を行う機関」、「行政処分に関する審議等を行う機関」の 3 つに公募委員が入ることはおかしいという意味か。

事務局：原則公募しなければならないが、例外的に公募しないこともできる機関があるという趣旨である。専門性が高い場合は公募しないという意味ではない。専門性が高い場合は、公募委員を入れないことができるという規定にしたい。

委員：専門性が必要な機関とはどういった機関か。

- ・原則は公募するが、性質上公募しようがない、または、公募してもあまり意味がない場合など。例えば、町で使用できる農薬を制限する場合の基準や学校の耐震性を診断する場合、災害で土砂崩れが起きた場合に土砂崩れをどういう工法でどれくらいお金をかけて復旧するかなど。
- ・「附属機関等の委員に町民を選任する場合は、…」となっているが、場合によっては町民から委員を選任しないことがあるので、「委員を選任する場合は、その全部又は一部を町民の公募により選任する」にした方が良い。このままの規定であれ

ば「町民を選任する場合は」がまず前提になるので。

○第9回委員会配布 資料4について

・この図は、この条例で定めている参画のメニューをいつ、どういう場合に実施するのか、ということを図で表したものである。

【図の説明】

【主な意見等】

委員：町民参画の具体的な仕組みの相互関係などを見ただけでわかるようにするための工夫なので簡略にするべきである。真ん中の点線だけ引いて、左が参画・協働の領域があり、右は実施機関の役割である、とシンプルな説明にした方が良い。パブリック・コメント手続や政策提案手続などの相互関係を説明するだけの図なので、意思決定の仕組みを示すわけではない。

・町民討議会と政策提案手続だけ菊陽町町民参画推進会議に向かって矢印があるが、パブリック・コメント手続後は推進会議に行かないのか。

事務局：町民討議会や政策提案手続から提出された提言や提案について、実施するか否かの決定をする役割を推進会議が担う。

委員：政策提案手続は、町が全く想像していないようなものが提出される可能性もある。役場という所は縦割りになっており、どの課が引き受けて良いかわからないような、でも素晴らしい政策が出てくるかもしれない。まず総合調整をするために推進会議に諮り、実施するかしないか、そして実施するとしたらどの課に割り振りするかという決定をしないとイケない。

図はシンプルにして、説明資料として提言書に載せる。

第16条（政策提案手続）〈P16〉

事務局：右表第1項で、町民100人以上の連署とした。一人でも提案できるとし、多くの提案があった場合、推進会議の開催をそれに合わせて開くことは難しく、連署が必要な形式にした。しかし、100人から署名を集めることは難しく、それだけ重みがあるものとして推進会議に諮らなければならないという位置づけにした。他にも町民の何%などといった表現にもできると考える。

委員：100人の連署というのは大変であり、人数は検討が必要である。

事務局：10人以上という定め方をしている自治体もある。この条例では提案されたものは推進会議に諮るという重みのあるものとして位置づけているが、人数を減らした場合は、推進会議ではなく担当で判断する。または、推進会議は行政だけではなく町民も入れた委員会のようなものを立ち上げ議論するなどの方法も考えられる。

委員：道路を造って欲しいとか街灯を設置して欲しいなどが出てくるのか。

事務局：そういったものは要望になる。町全体にこういう計画で街灯を設置してはどうか、という提案であれば政策になり得るかもしれない。

委員：政策提案について検討した結果の回答はしないのか、また回答する期限は定めないのであるのか。

- ・第11条第2項に提案があった場合、その提案の内容や町が検討した経過、結果を公表しないといけないことを定めている。聞きっぱなしにすると、従来の陳情や要望と同じになり、意見に対して反応しなければならない。提出された意見のとおりにならなければならないということではない。意見を聞いて、検討した結果を公表しなければならないことがこの条例の肝である。
- ・町民参画推進会議は町長が入る会議であり、頻繁にできないから連署を必要とし、政策提案の提出の量と質をしぼるという規定にしているが、どのような内容でも受け付けてはどうか。例えば、1ヶ月に一回推進会議を開催し、1ヶ月間で集まった全ての案件を推進会議で検討するとすれば100人以上の連署は必要ないのではないか。場合によっては100人以上の署名で提出される政策があるかもしれない。それには重みを付けて検討すれば良い。検討した場合は1ヶ月後に公表するとすれば手間はそこまでかからない。提案の数が多い場合はある程度は事務局で検討してもよいのではないか。少数の連署でも良い提案があるかもしれない。署名を集めた以上その政策を導入しないといけなくなるのではないかと、「100人も集めたのになんで町は採用しないんだ」という騒ぎにならないか。
- ・採用されなかったら、意地になって1000人集めて提案するかも知れない。そうすると変な反対運動みたいに盛り上がるのではないかと。だからなんでも聞くとした方が逆に良いのではないかと。
- ・「街灯を付けてくれ」は政策ではないが、「スポンサーを募り、スポンサーのお金

で街灯を作ってはどうか」という制度を提案すれば政策になる。「この計画で町全体の街灯を整備してはどうか」となると政策であるか判断が難しいので、これが政策であると細かく設けず、どのようなことも提案できる方がよい。

第3項は具体的に政策の提案を呼びかける仕組みになっており、パブリック・コメントとの違いが不明確である。町が気付いていないことが提案されることが政策提案手続の一番良いところである。よって第3項のような呼びかけはあまりしなくても良いのではないか。

事務局：多くの自治体の規定にあることからこの条例素案にも定めたが、事務局としても町民から提案してもらうことが政策提案の趣旨なので、必ず規定する内容ではないと考える。

- ・提案した人は、言うだけではなくて、実現して欲しいという気持ちもある、当然参画なので。陳情や要望は言うだけなので、提案した人達が核になって、もっと町全体に広がればよいが。そのときの母体となるような政策提案もイメージしている。提案した人には汗をかいて欲しい。それは10人でも100人でも構わない。それで、実施していく場合に町の援助が必要である、など。

委員：要望があるから始めて問題点が明らかになり、それを解決するために政策を考える。そういう意味では単なる要望的なものが出てきてもおかしくはなく、全部を切って捨てるというものではない。すぐに採用できなくても。

委員：第3項は決まったテーマで求めるのか、町全体的なことで求めるのか。

事務局：例えば、「高齢者福祉について政策を求めます」という求め方になる。

委員：町民の署名は小学生でもよいのか。小学生だけでまとまって提案をするのであれば頼もしいと思うが。大人が人数合わせに集めようとした場合問題がある。

- ・提案が採用されなかった場合、採用されるまで提案しようとする人がいるかも知れない。
- ・提案を採用しなかった場合は、その理由が公表される。提案した人がその理由を見て、改善してもう一回出せば、それは良い事である。全く同じ提案であれば、同じ理由で採用できないことになる。「ここがダメだったのか、じゃあここを修正しよう」という形になれば良いのではないか。

- ・100人の署名を集めることはものすごく苦勞する。人間はその苦勞の元を取ろうとする。苦勞した分だけ町にも苦勞させようと思うのではないか。そう思わないように、最初はあまり苦勞せず提案してもらおう。先に苦勞すると、素直に採用されなかった理由を聞けなくなる。
- ・原則10人以上にし、なぜ10人であるかは、一人の意見ではなく、複数人のまとまった意見が望ましく、それには10人くらいとする。

事務局：委員会としての意見は、入口をもっと広くするというので、それを反映できるような規定にする。

第17条（町民討議会）〈P17〉

- ・読み上げ説明。

【主な意見等】

委員：「実施機関は町民討議会を実施することができる」という趣旨の条文が必要であり、次に「町民から無作為に選んで討議し、提言を出す。」という規定も必要である。この2つを17条の1項、2項にし、現在定めている1項、2項を3項、4項にするとういのではないか。最低限この2つの項目が無いと、突然町民討議会から提言を受けることになっている。

第18条（再度の町民参画手続）〈P18〉

- ・参画手続を実施した後、当初計画していた案を大きく修正したり、内容が変わったときは、再度意見を募集するという趣旨である。

【主な意見等】

委員：「公表した計画案等の前提になっていた事実認定を覆すような情報が提出される」ときだけ再度参画手続を行うのか、これは一つの事例なのか。

事務局：これは事例であり、再度参画手続を行うのは、大幅に計画を修正する必要がでたときである。

委員：町民参画手続を実施した後、事実認定を覆すようなことがなくても、町として再度検討したら違う視点が見つかった場合や予算が思わぬ形で付いたなど、突発的に案を修正して、再度意見を募集しようということがある。そのときに使う条文

であり、このままでは表現として強すぎる。

事務局：町民参画手続を実施した後、なんらかの形で大幅に修正した場合は、再度町民参画手続を実施することができる、という条文にする。

第 19 条（町民参画推進会議）〈P19〉

・町民討議会や政策提案手続で提案や提言されたものを実施するか否かの検討などを行う会議である。

【主な意見等】

委員：この会議の位置づけや役割などをもう少し分かりやすくした方が良い。

第 20 条（協働）〈資料 3 P20〉

・以前の委員会では、左表に規定している「対等の立場」の意味がどういうことかわかりにくいという意見であった。公共的な課題を解決するために協働を進めるという簡易な表現にした。

【主な意見等】

委員：協働は、この条例が掲げる情報共有、町民参画、協働の三本柱の一つであり、重要であるが、具体的に内容を書くのは難しい。

・「町民と町は、公共的な課題の解決を図るため、互いの自主性及び特性を尊重し合うとともにそれぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら日常的な協働を進めるものとする」としてはどうか。

・右表の見出し書きは（協働）だけになっているが、これは左表のように（協働の原則）でいいのではないか。

第 21 条（学習の場）〈P21〉

・ワークショップは、参画及び協働を進める学習の場の位置づけとして定めた。第 2 項で町民がワークショップを設置するよう求める場合は、50 人以上の連署が必要であることを定めた。人数については検討が必要だが、基本的には署名する人達がワークショップ員になると考えている。

【主な意見等】

委員：町民からワークショップの設置を求める町民のメリットは何か。

事務局：町民の中にワークショップの調整役がいるかも知れないが、実施機関に設置を求めると、調整役として町の職員を派遣したり、ワークショップを行う会場も実施機関が設けることができるなどのメリットがある。

委員：そもそも町の財政状況はどうなっているのか、税金とは何かなどをまず学んでからでないと思意見を出せない。そして、町が会場を設置し、電気代や人件費などを使う以上、一定人数が集まる確証がないと対応できないという意味で50人以上というハードルを設けてあると思うが、どのくらいの人数が必要だろうか。

事務局：あまり少ないと開催できず、少ない場合は出前講座で対応できる。議論を交わすと言うことであれば、50人は多いとしても、30人くらいは必要だと考えられる。

委員：ある程度の人数になったら行政も手助けして一緒にやると考えているのであれば、7人の4グループか6人の5グループ程度は少なくとも欲しい。5グループあれば自分以外の4グループの意見も聞くことができ、そういうことがワークショップでは重要な事である。

- ・町民がワークショップをするだけの人数を集めることができるかどうか、厳しいのではないか。
- ・ワークショップをしたいと設置を求める場合は10人で、それを受けた町からも参加の呼びかけを行い、30人集まれば設置するという形にしてはどうか。
- ・ワークショップに参加する人は女性の方が多いと思う。人を集めるためには町の力を借りないと難しく、男性が入るにはどうしたらよいかも考える必要がある。
- ・ワークショップが一番参加しやすいものである。その入口のハードルを高くしてしまうと、協働しようと言っても入口に入ることができず、単なる条例になり、町民参画が進まなくなる。できるだけ最初の入口のハードルは低くした方が良い。

事務局：ワークショップに参加する人を集めて設置を求めるのではなく10人で設置を求め、その後は町からもワークショップへの参加を呼びかけるという形にする。

委員：資料4のワークショップから出ている矢印は削除して、計画案等策定、修正に繋がらない方が良い。

第 22 条（コミュニティ・町民公益活動）〈P22〉

・地域コミュニティ協議会を設置するという条文を規定することができないので、条例化した右表では削除した。削除したが、条例とは別に取り組む必要がある。

【主な意見等】

委 員：第 1 項の「環境づくり」とはどういったものか。

- ・一番大きいのは情報提供ではないかと思う。周りでどういう人がどういう活動をやっているかわからない時に、そういう情報を持っている町が紹介する場を設けるなど、そういう情報提供が、環境づくりである。

第 23 条（条例の見直し）〈P23〉

・五年後に見直しを行うなどの規定を持っている法律などもあるが、そのような性質の条例ではないので時代に応じて改正していく。

【主な意見等】

- ・特になし

第 24 条（委任）〈P24〉

・この条例を施行するために必要なことは別に規則を作ること定めている。

【主な意見等】

- ・特になし

○その他

【主な意見等】

委 員：出前講座はこの条例とは関係があるのか。

- ・第 21 条で、学習の場のメニューとして出前講座を規定できると良いのではないかと。学習の場を整備するために町が現にやっている制度であるから規定できると良い。ワークショップだけではなく、この条例が定める学びの場そのものである。